

令和2年度事業報告書

社会福祉法人けやきの村

社会福祉法人けやきの村は、ノーマライゼーションの理念と利用者の意思決定のプロセスを大切にするとともに、社会福祉法第3条に規定する「福祉サービスの基本理念」、同第4条の「地域福祉の推進」及び第5条の「福祉サービスの提供の原則」を基本とした『経営理念』、また中・長期計画としての『経営方針』・『福祉ビジョン2018再改訂版』、さらには職員が利用者本位の質の高いサービスの提供と開発に努め、社会福祉の推進と福祉サービス利用者の自己実現をめざすための『職員行動規範』を遵守するとともに、利用者の福祉向上を至上命令とし、「職員の意識改革」・「仕組み、体制の総点検」・「指示系統の徹底」・「意思・意識の共有」を継続して推進した。

令和2年度においては、事業計画に基づき福島県の県北保健福祉圏域における障がい者福祉の中核的な役割を果たすべく、けやきの村、青松苑および静心園の3ヶ所の障害者支援施設を中心に日中活動の場としての生活介護事業、就労移行支援事業および就労継続支援B型事業を実施し、生活の場としての施設入所支援事業、在宅サービスとしてけやきの村および静心園において短期入所事業を実施するとともに、けやきの村相談支援センターにおいては、指定居宅介護支援事業所、福島市飯坂北地域包括支援センターそして特定相談支援事業所が高齢・障害の枠を越えて一元的に相談に応じる体制を構築し、サービス提供についてもけやきの村ヘルパーステーションが相談機関と連携を強化しながら、在宅の高齢者・障害者に対して介護サービスを、そして桃の里においては高齢者の通所介護サービスを提供するため事業を実施した。

第1 重点事項

I. 共同住居（アパート）の確保・整備に向けた取り組み

就労事業の入所利用者の居住環境の充実と、在宅障がい者の住まいの確保を目的に事業を進めてきたが、10月に譲渡契約、所有権移転登記を済ませ、3月にリフォーム工事が完了し引き渡しを受けた。

土地；	福島市飯坂町中野字高田前 2-19（宅 地）	398.27 m ²
建物；	〃	（共同住居） 200.20 m ²

II. 障害者支援施設けやきの村で「日中一時支援事業」の立ち上げ

令和2年4月1日付けで福島市と業務委託契約を締結し、2名の個人と契約を締結しご利用いただいた。

III. 障害者支援施設けやきの村、静心園における「緊急一時受入事業」について

令和2年4月1日付けで福島市、国見町と業務委託契約を締結し、1名の個人と契約を締結しご利用いただいた。

IV. 障害者支援施設青松苑職員配置増による利用者の安心・安全の確保

4月より看護師1名、理学療法士0.25名、生活支援員3名の配置増を行い、利用者の安心・安全の確保に努めた。また、5月20日より夜勤職員体制を1名から2名に増員し、夜間の利用者支援の充実を図った。

V. 通所介護事業所「桃の里」の利用者ニーズへの対応

利用者のニーズに対応し、個別機能訓練、口腔機能向上、サービス提供時間の延長のサービスを開始した。また、桃の里利用者のご家族から希望のあったお泊りデイサービスについては、令和3年度から開始したい。

VI. 新たな経営理念の策定と職員への定着、浸透

新たな経営理念が、7月の理事会において承認され、浸透のための勉強会が10～12月に全職員を対象に開催された。今後は、新しい経営理念を発信することでけやきの村の考え方や価値観、社会的使命を明確にし、職員一人ひとりへの浸透を図り、職員の人材育成と働く意識の向上に繋げていく。

Ⅶ、次世代人材育成への取組み

サービス管理責任者の配置を重複化し、次世代の人材の養成と育成を図った。

Ⅷ、職員一人ひとりが心身ともに健康で働ける職場づくり

昨年度から始めた日々の血圧測定に加え、万歩計活用による健康増進対策に取り組んだ。今後も継続し、職員間の連携強化に努め、風通しのよい職場環境の構築に繋げたい。

Ⅸ、地域における公益的な取組み

法人の事業利用者（在宅）を対象に有事の際の困りごと等のアンケートの協力を願い、状況把握に努めた。今後そのアンケート結果を基に、民生委員と町内会長の協力をいただきながら、個別避難プランの作成や避難受入れ等の検討を進めていく。

X、社会福祉法人けやきの村福祉ビジョン2018再構築版の推進

(1) 中長期計画策定委員会を中心とした「福祉ビジョン2018再改訂版」の進行管理

- ・4～12月は、計画に基づき事業を推進した。その実施状況について、2月17日開催の中長期計画策定委員会で協議と評価を行った。

(2) 令和3年度からの第5期中長期計画の策定

- ・令和2年度の評価を基に、第5期中長期計画（福祉ビジョン2021）を策定し理事会、評議員会に議案上程した。

XI、法人の弱点克服に向けた取組み

(1) 通所介護事業所の1日平均利用者24名の実現

- ・平成30年度の1日平均利用者数が20.43人だったのに対して、令和元年度は19.96人、令和2年度は、20.17人と微増ではあるが、定員の24人にはまだ届いていない。定員24人確保に向けて、関係機関への情報提供を積極的に行うとともに、利用希望者についてはすべて受け入れるなど、利用者、関係機関との信頼関係を壊すことがないようにしていく。

(2) 就労移行支援事業利用者の定員6名の確保の実現

- ・前年度利用者2名の就職を実現したが、その後の新たな利用者の確保ができず1名の利用に留まった。新年度も福島県北・相双地域若者サポートステーション等の訪問を継続し、連携を密にし新規利用者の獲得、定員6名の確保の実現を目指す。

XII、法人創立50周年に向けた取組み

令和3年度に計画している50周年記念事業を念頭に、各グループに分かれ会議を進めてきたが先の見えないコロナ禍であるため、新年度の開催直前まで詳細の検討を慎重に協議していく。

XIII、その他

(1) 「健康事業所宣言」実施事業者としての取組み

- ・ふくしま健康経営優良事業所2020の認定を、2018年に引き続き2期4年連続で受けた。「健康事業所宣言」実施事業者として、日々の血圧測定による高血圧対策、及び、万歩計活用による健康増進対策を継続して取り組んだ。

(2) 理事長講話の開催（7～9月 計16回開催 参加職員人数155名）

- ・「現状と未来へのレポート」と題し全職員を対象に、理事長からの講和報告会を開催した。

【評価と課題】

令和2年度において、重点事項として大項目12を掲げ事業を実施した結果、

①法人設立以来、福島市から無償貸与を受けていた土地を取得した。また、隣接した市営住宅の敷地と建物についても同時に購入し、リフォーム工事が3月に完了し引き渡しを受けた。共同住居（アパート）の賃貸事業は「収益事業」であるため、定款の一部変更が必要となり、3月の理事会・評議員会にて上程承認をいただいた。今後は、就労事業の入所利用者の居住環境の充実と、在宅障がい者の住まいとして有効活用していきたい。

- ②日中一時支援事業及び緊急一時受入事業に関しては、障がい者地域生活支援ネットワーク事業として令和2年度に立ち上げた。今年度は両事業とも数件の契約利用に留まったが、今後も利用者のニーズや緊急保護に対応するため、事業を継続していきたい。
- ③令和2年度は、社会福祉法人けやきの村福祉ビジョン2018再改訂版の推進と評価を行った。その評価を基に、福祉ビジョン2021を策定し理事会・評議員会に議案上程した。
- ④法人の弱点克服に向けた取組みについては、2項目とも達成することができなかった。令和2年度の実績は、通所介護事業所の1日平均利用者は、20.17人、就労移行支援事業利用者は契約者が1名であった。課題克服には、法人全体で取り組む必要があり、各事業所と情報共有、連携の強化を進めるとともに、法人の理念に沿った支援により利用者一人ひとりの満足度を高めることで、更なる利用者の確保に努めていく。

第2 施設の運営管理

施設利用者の基本的人権を尊重し、施設環境の保全に努め、施設利用者が生活の場として快適な日々が過ごせるよう努めた。

I, 施設内外の環境及び備品等の整備

- ① けやきの村
 - ・温冷配膳車の購入（福島県共同募金会配分助成事業）
 - ・特殊浴槽の更新（JKA 配分金）
 - ・体育館エアコンの更新（福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金）
 - ・ユニットハウス3棟の設置（コロナ感染症対策）
 - ・リモート通話用ツールハード一式（ // ）
 - ・介護ギャジベッド3台の購入
- ② 青 松 苑
 - ・介護ギャジベッド2台の購入
 - ・送迎用福祉車両の購入（トヨタノアスロープタイプ）
 - ・AI体温感知カメラの購入（コロナ感染症対策）
 - ・ユニットハウス2棟の設置（ // ）
 - ・リモート通話用ツールハード一式（ // ）
 - ・自動火災報知設備通知連動装置の設置
- ③ 静 心 園
 - ・居室引戸修繕工事
 - ・施設内照明器具一部LED化工事
 - ・AI体温感知カメラの購入（コロナ感染症対策）
 - ・ユニットハウス2棟の設置（ // ）
 - ・リモート通話用ツールハード一式（ // ）
 - ・介護ギャジベッド2台購入（年次計画）
 - ・サーバー一式の更新（5年リース契約）
- ④ 桃 の 里
 - ・GHP 空調設備の更新
 - ・ユニットハウスの設置（コロナ感染症対策）
- ⑤ けやきの村相談支援センター
 - ・公用車3台の購入

II, 防災対策の徹底

1) 消火避難訓練及び防災設備等の点検等

- ① 毎月1回火災を想定しての避難訓練の実施、また地震、水害等を想定した避難訓練を実施し、迅速・適切な避難行動がとれるよう努めた。
- ② けやきの村と青松苑の合同および静心園において、地域の方々および消防署、消防団、関係団体の代表者と施設職員による総合防災対策協力者懇談会を毎年開催していたが、コロナ禍のため中止した。

- ③ 年2回消防設備法定点検を実施した。
- ④ 飯坂消防署による防災設備等の立入検査ならびに夜間防火管理体制検証を受けた。
- ⑤ コンセントのたこ足配線や綿ごみ等による自然発火を防止するため、居室内のコンセントの点検と電化製品の配線等の点検を実施した。

Ⅲ、事故防止の徹底

- ① 利用者がそれぞれの施設・事業所において安心・安全な生活が送れるよう、ヒヤリ・ハット（インシデント）、事故（アクシデント）報告書による未然防止や再発防止に努めた。

	件数	内 訳					
		転倒	外傷	破損	服薬	火傷	その他
けやきの村	119	83	-	4	2	-	30
青松苑	9	5	1	-	1	-	2
静心園	262	50	70	8	-	-	134
ヘルパーステーション（居宅介護・訪問介護）	-	-	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	10	7	1				2
指定居宅介護支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
飯坂北地域包括支援センター	-	-	-	-	-	-	-
指定特定相談支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合計	400	145	72	12	3	-	168

- ② ①に記載の件数うち、福島市に事故報告、改善結果報告を行った事故件数 3件
けやきの村2件（転倒、窒息）、青松苑1件（骨折）
- ③ 事故防止のため、建物内の巡視を日常的実施し、危険箇所及び危険物の早期発見に努め、整理整頓、居住環境の整備に努めた。
- ④ 業務災害の絶無に努めたが、下記のとおり発生した。
 静心園 2件
 - ・利用者の車椅子移乗の介助中、利用者が突然暴れだし、利用者の転倒を防ごうと身体を支えた際に腰に痛みが生じた。（椎間板ヘルニア）
 - ・利用者が運転する電動車いすが後退した時、職員の右足つま先が車いすの転倒防止バーと接触し痛みが生じた。（足の骨の不全骨折）
- ⑤ 安全運転管理者の指導のもと、交通事故防止に努めたが、業務中に下記の通り物損事故が発生した。
 けやきの村 6件（前年度比5件減）
 静心園 1件（前年度比1件減）
 相談センター 4件（前年度比2件増）

Ⅳ、大規模災害時の防災対策

- ① 大規模災害の発生に備えて、非常電源の保守点検、食料品など非常備蓄品の計画的な購入（4日分を備蓄）、避難訓練の実施等、有事に備えた。
- ② 福島市内で大規模な災害が発生した際、災害時要援護者が避難する場所として「災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定」を平成24年2月に福島市と締結している。平成28年度においては、福島県主催の「災害応援協定ネットワーク会議（平成29年12月22日開催）」に出席し、関係機関との情報交換を行い顔の見える関係づくりを行った。
- ③ 全国身体障害者施設協議会東北ブロック身体障害者施設協議会に加盟している55施設（けやきの村、静心園が加盟）が締結した物資や人的支援に係る防災協定に基づいて令和2年12月4日、令和3年3月2日に「防災シミュレーション」を実施した。

Ⅴ、防犯対策

例年は、平成28年に発生した神奈川相模原市の障害者支援施設における利用者殺傷事件を契機として、不審者への対応および外部からの不法侵入者等に対する備えを充実するため、福島北警

察署の協力を得てけやきの村、静心園において法人職員を対象に防犯講習会を開催していたが、コロナ禍のため今年度は中止した。

VI. 職員の労働安全衛生

1) 衛生委員会活動

毎月1回衛生委員会を開催し、以下の事業を行った。

開催月日	委員会議題	活動内容
4月14日	新型コロナウイルス感染症対策について	・職員定期健康診断実施
5月12日	職場巡視について	・(※) 各種クラブ活動の推進 ・職員腰痛検査(1回目)の実施
6月9日	職員定期健康診断の結果について	・(※) 普通救命講習会の実施
7月14日	年次有給休暇の取得状況について	・(※) 暑気払い ・ストレスチェックの実施
8月11日	感染症との付き合い方について	・(※) 職員旅行の実施(年間) ・虐待防止アンケートの実施
9月8日	労働災害について 時間外労働の状況について	・(※) けやき祭の実施 ・防災訓練の実施
10月13日	ストレスチェックの結果について	・職員の定期健康診断 (夜間勤務職員対象)
11月10日	虐待防止チェックリストの結果について	・職員腰痛検査(2回目)の実施 ・ストレスチェック面接指導
12月10日	夜勤職員の定期健康診断の結果について	・(※) 忘年会の実施 ・腰痛予防アンケートの実施
1月14日	子の看護休暇取得について コロナ禍における事務室所の配置等について	
2月12日	介護職員の腰痛予防対策チェックリストについて	・(※) 防犯講習会
3月11日	令和2年度活動報告 令和3年度活動計画(案)について	・(※) 消防教育ビデオ上映会開催

(※) コロナ禍のため中止

2) 職員のメンタルヘルス対策

労働安全衛生法の改正により、50人以上の職員を有する事業所に対して「ストレスチェック」が義務付けられた。

法人として、障害者支援施設けやきの村に設置した「衛生委員会」を中心に産業医の協力を得て「ストレスチェック」を実施した。実施にあたり、新任職員を対象に事前説明会を開催し、7月に実施した。

VII. 職員の健康増進活動

福島県と協会けんぽで新設した「ふくしま健康経営優良事業所」表彰制度において、令和2年11月19日に4年連続で県内の認定された35社に選ばれた。

平成27年度に「健康事業所宣言」を行い、令和2年度は下記のとおり具体的な活動を行った。健康づくりのための実施メニュー

- ①健康診断の実施～法令に従い、職員に対して「定期健康診断」を実施
- ②職員の生活習慣改善の支援～メタボに着目した「特定保健指導」の利用
- ③検査・治療の推奨～健診の結果、再検査や治療の必要があった場合、医療機関の受診の奨励
- ④我が社の健康プラン～メンタル対策と禁煙対策、高血圧対策への取組み、万歩計活用による健

健康増進対策への取組み

- ・法人敷地内全面禁煙の実施（平成30年7月1日）
- ・全職員対象に、年間週1回の血圧測定の実施及び記録
- ・全職員対象に、9月から万歩計活用による毎日の歩数測定の実施及び記録

Ⅷ. その他

- ① 新型コロナ蔓延防止対策として取られた学校の休校措置のため、子どもの預け先を確保できず出勤できない法人職員への対応として、令和2年3月4日から障害者支援施設けやきの村の1室で預かる対応をとり、現在も継続中である。
 - ・4～5月の預かり状況；4名の小学生を延べ16日間
- ② 新型コロナウィルス感染症対策のため、福島市の要請により、入所施設に関連する職員・施設内業務従事者（通所利用者含む）を対象にPCR検査を1月25日に実施した結果、全員が陰性であった。

けやきの村 75名 青松苑 33名 静心園 49名 合計157名

【評価と課題】

施設の運営管理については、施設ごとに施設長・管理者の指揮の下、常に利用者本位、利用者主体の支援を心がけ運営に当たった。一方、利用者の安全・安心に加えて、支援にあたる職員が、労働者として健康で安心して働くためには、労働環境の充実、健康に対する意識づけが重要であり、職員が心身共に健康であることが提供する支援の質に直結するとの考えから、労働安全衛生、健康増進につながる活動を推進した。

災害への備え、防犯対策についてもさまざまな教訓から導き出された対策を進めた。次年度に向けては、各施設のヒヤリ・ハット報告、報告に基づいた改善策、対応策を法人全体で共有しながら、安全・安心の確保のためのガイドライン策定へとつなげていきたい。

新型コロナ蔓延防止対策については、法人として可能な限りの対応を取り感染防止に努めているが、職員が安心して働けるからこそ可能になることなので、学校の休校中の預かり対応は必要とされる限り今後も継続していきたい。

第3 地域の在宅要援護高齢者等に対するサービスについて

デイサービスセンター指定通所介護事業所・指定居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・ヘルパーステーションにおいてそれぞれの業務を実施し、地域の在宅要援護高齢者等の福祉の向上に努めた。

I. デイサービスセンター指定通所介護事業所

介護を要する認知症や疾病等により身体が虚弱又は身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある高齢者および障がい者を対象として、看護職員や生活相談員および介護職員が、健康状態の確認、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーションを家庭での生活の一部として行い、安心と信頼のきめ細かいサービスの提供に努めた。

☆利用状況	利用実日数	257日（前年度比 + 0%）
	利用延べ人員	5,192人（前年度比 + 1.2%）
	平均利用者数	20.17人（前年度比 + 1.2%）

【評価と課題】

令和2年度は、利用者のニーズに対応し、個別機能訓練、口腔機能向上、サービス提供時間の延長のサービスを開始した。しかし、令和2年度の延べ利用者数が目標（6,168人）の84%に留まった。令和3年度は、利用者のご家族から希望のあったお泊りデイサービスの実施を予定し、地域になくてはならないデイサービスを実現していく。

II. 指定居宅介護支援事業所

介護保険の基本理念である「利用者の自己決定の尊重」・「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本として、常に利用者の意向を踏まえた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従って適正にサービスが提供されるよう関係事業者等と調整を図り、利用者やその家族の多様な希望や要望に対応しました。また、地域包括支援センター、医療機関、行政等の関係機関との連絡調整を行い、利用者の選択に基づいた支援に努めた。

ケアプラン作成 2, 188件 (前年度比+13.7%) (うち、新規件数86件)
 認定訪問調査受託 149件 (前年度比-34.6%)

【評価と課題】

初回の利用者には、必ず自宅訪問し、望む生活が送れるよう、本人、その家族の意向を尊重しケアプランを作成した。また、信頼関係が築けるよう対応に配慮した。

利用者や家族と面談し、状態の把握を行い、どんな生活を望んでいるか、その為に必要なことは何か、何が障害になっているか等の課題を明確にしてニーズに沿ったケアプランを作成した。

毎月の居宅介護支援事業所会議では、更新利用者のケース確認を実施していることで、ケース作成の統一化が図れている。

令和3年5月より、特定事業所加算(Ⅱ)を算定する。必要に応じて、多様な生活等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービスを作成する必要がある。その為、ケアプランに反映できるよう、地域に存在する社会資源の情報を収集していく。

Ⅲ. 飯坂北地域包括支援センター

高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、公正・中立な機関として、地域の高齢者等の心身の健康の保持および生活の安定のために、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルなど多様な社会資源を適切に利用できるよう支援するとともに、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援することに努めた。

① 総合相談支援事業

相談受付件数	2, 431件 (前年度比+ 3.0%)
サービス担当者会議	225回 (前年度比+87.5%)

② 指定介護予防支援事業、第1号介護予防支援事業

介護予防支援、介護予防ケアマネジメント(要支援認定者)	1, 135件 (新規45件) (前年度比+150件、新規+16件)
介護予防ケアマネジメント(事業対象者)	333件 (新規 7件) (前年度比-43件、新規±0件)

③ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防教室の開催	45回 (前年度比-14回)
各団体から依頼による教室の開催	2回 (前年度比-10回)

【評価と課題】

令和2年度の各教室の開催は、コロナ禍のため4月、5月は実施を見合わせていたが、6月以降は3密を避け、手指消毒や共有場所の消毒を徹底し、教室時間も1時間以内とする等、感染予防対策を行った。参加者にも教室参加前の体調管理に努めて頂くことで、教室を継続開催することができた。年度当初予定していた、調理実習や歯磨き指導は、会食やマスクを外す必要があるため中止し、講話や運動DVDに代えて実施した。

コロナ感染予防のため外出を避け、人とのつながりが減少しがちなので、定期的に顔なじみの方と運動するのを楽しみに参加されていた。「いきいきもりん体操」DVDの他に、「川の流れるように」の音楽に合わせてレク体操を行い、体操前に健康ミニ講話の時間を設けて、楽しくなる教室の開催を心掛けた。また、飯坂団地に居住する広域避難の方々に教室の案内をすることで、12月以降は飯坂団地の方の継続参加につながった。令和3年度も、感染予防対策を継続しながら、避難者の方も含めた人とのつながりの場の提供と介護予防の健康づくりを支援したい。さらに教室の周知に努め、新規参加者を増やししながら、教室参加者の中から「いきいきもりん体操」の自主グループ化につながるような働きかけをしていきたい。

④ 権利擁護事業

虐待への対応	6件 (前年度比-5件)
消費者被害への対応	1件 (前年度比-1件)

	※被害予防のための教室を1回開催
成年後見制度、日常生活自立支援	利用相談10件（前年度比+7件）

⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

北方部地域ケア会議の開催	7回
北方部ケアマネ研修会の開催	1回
飯坂方部民生児童委員協議会への出席	10回

⑥ 地域づくりによる介護予防事業

福島市版介護予防体操体験講座の開催	1回
福島市版介護予防体操実施団体への継続支援	2団体

⑦ 認知症地域支援推進員の配置に向けた取組み

認知症地域支援推進員養成研修の受講	0回
認知症サポーター養成講座の開催	2回
認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催	0回
認知症カフェ（飯坂薬局聞いてくれっ会）の開催	0回
認知症相談窓口（飯坂薬局聞いてくれっ会）開催	0回

【評価と課題】

令和2年度は、コロナ禍であり開催することは出来なかった。令和3年度は認知症カフェのイベント縮小や対象者を絞りコロナ感染対策をとることで開催可能となるのではないかと思う。

⑧ 地域支え合い推進員活動

地域支え合い推進員訪問活動	16回
---------------	-----

⑨ 地域協議会設置に向けた取組み

高齢者災害時避難支援会議の開催	7回
梅津・山岸町内会役員・班長会会議へ出席 （災害時避難支援登録制度の説明）	1回

【評価と課題】

飯坂地区の高齢化率は36.4%であり、要介護認定者数も増加している。また、独居、高齢者世帯も増加している。令和2年度は高齢者災害時避難支援について当法人と関係する事業所とで高齢者ワーキングチームを立ち上げ、避難支援が必要な方のリストアップ、個別避難支援プランを作成した。民生委員、町内会長へ説明会を行い、地域で住民が互いに支え合い安心して生活できる環境を整えるためにまずは中野地区の民生委員、町内会長と話し合いの機会を設け、災害時要援護者登録制度を活用しながら、避難支援が必要な方々のリストアップ、地区組織や既存活動を軸に地域ぐるみで対応できる体制作りを行った。中野地区の民生委員、町内会長、各事業所担当者とこれまで地域で行ってきたこと、地域でできること、自分でできること等情報共有や話し合いができて良かった。令和3年度も地域住民の方々とは話し合い、絆を深め、連携し、支え合い地域で生活できる環境をつくっていききたい。

IV. ヘルパーステーションけやきの村

利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般の援助の適切かつ効果的な実施に努めた。

ヘルパーステーションけやきの村サービス提供内容					
介護保険			障害福祉サービス		
延べ利用者数	派遣回数	稼働時間	延べ利用者数	派遣回数	稼働時間
896名	7,693回	6,762時間10分	41名	291回	291時間00分
前年度比 +2.4%	前年度比 -4.5%	前年度比 -0.4%	前年度比 +32.2%	前年度比 +18.2%	前年度比 +18.2%

自費負担サービス		
延べ利用者数	派遣回数	稼働時間
31名	102回	129時間00分

【評価と課題】

令和2年度は、介護保険で対応できない支援については自費サービスの提案をしたことで、サービス提供につながった。前年度より延べ利用者数は多かったが、派遣回数は300件程少なかったのは、連日のオムツ交換の訪問が少なかった。今後の課題については、自立支援に向けて、利用者と一緒に家事や身体機能の維持が図れるようなコミュニケーション能力の向上に努めていきたい。また、新規利用の受け入れに努めたが、看取りの訪問や永眠されたりと継続には繋がらないケースも多くあった。令和3年度も他事業所や同事業所との連携を図り、新規受け入れに努めていく。

V. けやきの村指定特定相談支援事業所

サービス等利用計画の作成により障害福祉サービス利用者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法によるきめ細かな支援に努めた。

	契約者数	前年度比	計画書作成数	モニタリング数
けやきの村利用者	54名	-1.8%	18名	68名
青松苑利用者	27名	±0%	16名	16名
静心園利用者	44名	+10.0%	33名	41名
在宅障害者	57名	+7.5%	62名	117名
合計	182名	+4.0%	129名	242名

【評価と課題】

令和2年度は、7月から相談支援専門員が1名増えたことで計画作成およびモニタリング報告書作成の数を順調に増やすことができた。今後はこれまで以上に契約数を増やせるように努める。本来であれば、ご家族やご本人の意向を把握した上で調整等を行うべきであったが、新型コロナウイルスの影響もあり、それが十分に達成できなかった面もある。さらに、提供事業所とも細やかな情報共有ができない時もあり、結果として利用者および提供事業所の関係者の方々に不安や迷惑をかけることもあった。各事業所の都合等で縮小を余儀なくされた相談支援事業所もあった。その事業所から利用者を引継ぎ、円滑に受け入れることができた。

今後の課題を挙げるとすれば、さらに相談支援専門員が1名増員になった強みを生かし、福島市の計画相談達成率を100%により近づけるために福島市や基幹相談支援センターと連携し情報の共有、協力体制の強化をしていく必要がある。

第4 社会福祉法の施行に伴う対応について

① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員からなる苦情解決委員会において福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図るための苦情解決制度の推進に努めた。

▽苦情解決委員会の開催

日 時；令和2年6月24日（水） 午前11時～

場 所；けやきの村2F集会室

出席者；第三者委員・理事長・常務理事・各事業所苦情解決責任者

▽苦情の内容；下記のとおり

	受付件数	処理件数	苦情内容					
			職員の対応	サービス内容	説明情報提供	被害・損害事故	権利侵害	その他
けやきの村 就労支援事業所	2	2	2	-	-	-	-	-
合計	2	2	2	-	-	-	-	-

▽第三者委員相談会の開催

日 時；令和2年10月14日（水） 午前11時～
場 所；入所施設3施設、及び、けやきの村2F集会室
出 席 者；第三者委員・理事長・常務理事・各事業所苦情解決責任者

【評価と課題】

今年度初の試みで、入所施設のけやきの村・青松苑・静心園へ第三者委員にご訪問いただき入所者の声を直接聞く相談会を開催した。職員には直接言いづらいこと等、利用者の生の声を聴いていただいた後、全体で報告会を開催した。施設に対する感謝の言葉、設備で不満な部分の意見をもらい共有、改善に繋げた。利用者の支援のサービスの質の向上のため大変貴重なことであるため、令和3年度以降も継続していきたい。

- ② 各施設に意見箱を設置し、利用者の意見を汲み上げ更なるサービスの質の向上、施設環境の整備充実に努めた。

	意見内容						
	感謝の言葉	給食	対利用者	職員の接遇	設備・環境	自販機	コロナ関連
けやきの村	2	4	2	6	2	1	8

- ③ 法人の機関紙として「けやきの村便り」を年3回発行し、サービス内容に関する情報の提供、財務諸表、事業報告書等の開示を行い事業の透明性に努めるとともに、障害者制度改革の経過等についての情報を利用者及び家族、出身世帯等に提供した。

- ④ 平成26年3月31日から法人のホームページを開設し、サービス内容に関する情報の提供、財務諸表、事業報告書等の開示を行い事業の透明性に努めた。

令和2年度におけるトピックス掲載回数；74回（前年度比－1回）

けやきの村；20回
青松苑；18回
静心園；22回
桃の里；10回
相談支援；4回

【評価と課題】

意見箱の導入以前から、各施設において自治会との意見交換や直接施設長はじめ職員に要望や意見を伝えやすい環境を整備してきたこともあり、苦情の件数は少なかった。しかし、平成29年度に「意見箱」を設置すると、たくさんの意見、要望が出されるようになり、その都度、職員間で協議し、迅速な対応、結果の公表等を丁寧に実施してきた結果、件数としては落ち着いてきている。また、毎年実施している利用者満足度調査においても、おおむね良好であるとの評価をいただいている。今後は重度の利用者等、意思を表明することができない方々の意見、要望をどのようにくみ取っていくかが課題である。意思決定支援ともつながる重要な支援であるので、職員間での共通認識を図ったうえで具体的な支援につなげていきたい。

また、情報公開については、機関紙やホームページをフルに活用し、新しい情報やご利用者の生活の状況がいち早く家族に届けられるようにしていきたい。新型コロナ蔓延防止対策により、面会や外出の制限、3つの密（密閉、密集、密接）の防止に努めてきたが、年度途中、リモート通話用ツールを導入したことで、離れた場所での顔を見ながらの会話が可能となった。

第5 施設利用者へのサービスの提供について

施設利用者個々の特性を把握し、その人に適した生活支援、健康管理、就労支援、職業指導および必要な機能維持のための訓練、介護を行い、適切かつ効果的なサービスの提供に努めた。

I. 支援方針の確立

年度当初において、施設利用者個々の態様に適した支援方針を確立し支援を行った。また、年度途中においてモニタリングを実施し、当初の支援方針に基づいたサービスが提供されたかどうか、支援の効果が適切であったかどうか、施設利用者の充足度や今後の課題等について話し合いを行い、計画の達成度等について分析評価し、施設利用者の意向を尊重しながら支援方針の見直しを行った。

II, 地域生活移行の推進

障害者総合支援法の大きな目標の一つである地域生活への移行について、けやきの村の就労事業における入所利用者を対象に地域生活体験事業を計画しましたが希望者はなかった。

就労の入所利用者のグループホームを中心とした地域生活移行を具体的に進めるためにも、グループホームを有する他法人と連携し計画的な体験事業の充実を図り、利用者本人の動機付けはもちろん、地域生活移行についての父兄の理解を深める機会と考え、今後も様々な体験を計画的継続的にできるよう推進していく。

III, 各種訓練等の実施

① 施設利用者の社会適応性を培うために外出が困難な方を対象に介護外出、介護散歩を実施した。

【介護外出】

けやきの村 30回 94名参加（生活 21回、延べ67名参加）
（就労 9回、延べ27名参加）

青松苑 32回 39名参加（買物支援を含む）

静心園 31回 67名参加（買物支援外出を含む）

【介護散歩】

静心園 8回 15名参加

② 一泊旅行、バスハイク、日帰り旅行、年末年始帰省は、コロナ禍のため中止した。

IV, 各種行事の実施

① 毎月実施したもの

誕生会・園長相談・各種クラブ活動・喫茶・創作活動・生産活動・買物支援・集団リハ・集団レク

② 季節毎に実施したもの

花見・納涼祭・老人の日を祝う会・勤労に感謝する会・芋煮会・クリスマス会・新年会
成人の日を祝う会・節分・ひな祭り

③ その他

開園記念日・事業開始記念日・福島市福祉作品展への出品・ゲーム大会

V, 健康管理

① 結核検診・成人病検診 年2回

② 体重測定・血圧測定 毎月

③ 嘱託医の出務

けやきの村生活介護事業所、静心園は毎週1回、けやきの村就労支援事業所、青松苑は毎月2回出務して、施設利用者の健康管理にあたった。

④ 機能訓練の実施

けやきの村、青松苑生活介護事業所は理学療法士が、静心園は作業療法士が、個別リハビリテーション計画に基づいた訓練を実施した。また、けやきの村生活介護事業所は週1回、静心園は週3回、集団リハ・集団レクを実施した。

また、桃の里においても希望する利用者に対して理学療法士と作業療法士が無料でリハビリ訓練を実施した。

⑤ インフルエンザ感染予防のため、利用者及び全職員が予防接種を受けた。令和2年度は、コロナ感染症対策により、インフルエンザ・コロナの感染者は発生しなかった。

	けやきの村	青松苑	静心園	桃の里	相談センター
利用者	0	0	0	0	0
職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

⑥ 口腔ケア対策として、歯磨き指導、除石等をけやきの村・青松苑・静心園で行った。

⑦ 平成24年度から「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」に伴い介護職員等による喀痰吸

引等の実施のための制度が整備されました。それに伴い、施設・事業所として喀痰吸引等の医行為を実施するため、「登録特定行為事業者」「登録不特定行為事業者」として福島県に登録している。

- 障害者支援施設けやきの村
 - ・登録番号072000014（特定）
 - 事業開始登録；平成24年4月1日
 - 実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為
 - ◎口腔内の喀痰吸引
 - ◎鼻腔内の喀痰吸引
 - ◎胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 障害者支援施設青松苑
 - ・登録番号0710000202（不特定）
 - 事業開始登録；平成27年8月1日
 - ・登録番号072000030（特定）
 - 事業開始登録；平成25年12月1日
 - 実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為
 - ◎口腔内の喀痰吸引
 - ◎鼻腔内の喀痰吸引
 - ◎胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 障害者支援施設静心園
 - ・登録番号0710000180（不特定）
 - 事業開始登録；平成25年12月1日
 - ・登録番号072000015（特定）
 - 事業開始登録；平成24年4月1日
 - 実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為
 - ◎口腔内の喀痰吸引
 - ◎鼻腔内の喀痰吸引
 - ◎気管カニューレ内部の喀痰吸引
 - ◎胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ◎経鼻経管栄養
 - ・登録番号0710000195（不特定）
 - 事業開始登録；平成27年5月1日

- ⑧ 障害者支援施設静心園を喀痰吸引第三号研修登録研修機関として登録し研修を行った。
 （登録番号 07200006、登録日 平成28年8月10日）
- ・研修実施日 第1回；令和2年 7月13日～14日
 - 第2回；令和2年11月 9日～10日
 - ・受講者 基礎 3名（けやきの村 2名、静心園 1名）
 - 実地 71名（けやきの村 4名、静心園 67名）

VI. 給 食

- ① 給食サービスの提供にあたっては、委託先の栄養士と連絡を密にするとともに、各施設の給食委員会にも同席してもらい利用者の要望等を直接伝えることにより、献立・給食の提供方法等に反映させ、利用者の満足度を高めることに努めた。
- ② アンケート方式による嗜好調査を実施し、その結果を献立に反映させた。
- ③ 毎月1回給食委員会を開催し、施設利用者の要望等を取り入れ献立に反映させた。
- ④ 施設利用者の要望に基づき、選択メニュー、鍋物、バイキング形式の食事を提供した。

けやきの村	選択メニュー（鍋物、バイキング等を含む）	41回
青 松 苑	選択メニュー（鍋物、バイキング等を含む）	44回
静 心 園	選択メニュー（バイキング等を含む）	47回
- ⑤ 受託業者のおすすめ献立等を積極的に取り入れ、メニューの充実にも努めた。
- ⑥ 栄養スクリーニングにより個々の健康状態を把握し、栄養マネジメント会議において、関連多職種共同で栄養ケア計画を作成して、アセスメント、モニタリングの実施により個々の栄養管理

を行うとともに必要に応じて栄養相談を実施した。

- ⑦ 栄養士連絡会を毎月1回開催し、給食に関する打合せを行い、給食の質の向上に努めた。

Ⅶ、身体障害者短期入所事業の実施について

指定短期入所事業所けやきの村および静心園において実施した。

短期入所	けやきの村	静心園
延利用人員	119人（前年度比-163人）	5人（前年度- 2人）
延利用日数	567日（前年度比-719日）	86日（前年度- 39日）

【評価と課題】

施設利用者の生活の充実や就労への意欲の喚起、安全の確保、健康の維持等生活全般にわたる支援に関しては、これでいいということではなく、常にもっとよくしていくという意識を全職員が持ってサービスの提供にあたることを徹底していきたい。そのためには、各部署、担当が常に最善を目指して考え、実際にサービスとして提供することを日々実践する組織にしていきたい。

第6 就労支援及び就労継続支援について

- ① 施設利用者の重度化、高齢化による作業能力の低下があるなかで、各企業からの受注の確保および新規開拓に努め、次の工賃配分実績をあげた。

けやきの村	年間事業収入	16,937,867円（前年度比-15.7%）
	月平均工賃（B型）	20,092円（前年度比- 4.9%）
	//（移行）	1,800円（前年度比-79.4%）
	//（生活）	964円（前年度比+22.0%）
青松苑	年間事業収入	3,912,464円（前年度比-15.3%）
	月平均工賃（B型）	21,633円（前年度比- 7.0%）
	//（生活）	4,000円（前年度比-24.9%）

- ② 就労移行支援事業所（けやきの村）においては、ハローワークや障害者就業・生活サポートセンター等との連携の中で、一般企業等への就職者はありませんでしたが、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、その基盤づくりに努めた。

・一般企業等就職者数	0名
・ハローワーク登録者数	1名
・障害者就業・生活支援センター登録者数	1名
・企業採用試験等応募者数	1名
・フォローアップ支援（職場訪問）者数	2名

- ③ 特別支援学校の生徒の卒業後の進路対策（卒業後の利用先）として、下記のとおり1名の生徒の実習受け入れを行いました。

学 校 名	けやきの村	青松苑
県立大笹生支援学校 高等部2年	1	-

【評価と課題】

令和2年度は、コロナ禍で受託作業が激減する中、前年度に引き続きけやきの村、青松苑ともに就労継続支援B型の月額平均工賃が20,000円を超えることができた。入所利用者と通所利用者の割合も年々通所者が増加してきており、工賃そのものが生活の基盤を支える大きな柱になってきている。けやきの村においては、スケールメリットを生かした作業種目の選定と施設外就労の拡大による工賃向上を図ること、青松苑においては、生活介護利用者の多くが生産活動に従事しているという強みも生かしながら工賃向上を図っていきたい。

ただし、青松苑の就労継続支援B型は定員が10名であること、入所利用者の高齢化が進んでいること等も検討しながら、建物の耐用年数が迫ってきているということも含めて、事業そのものの見直しも検討していきたい。

就労移行については、各産業とも人材不足が叫ばれ、加えて障害者雇用率の引き上げ等の要因により、就労移行を経ずに就職につながるケースが増えてきているので、就労移行利用者の確保

が難しい局面にある。しかし、離職者の再チャレンジを就労移行で行うということや、生活困窮者自立支援事業との連携という道も検討しながら、新たな就労移行のスタイルを構築していきたい。

第7 人材育成・職員の資質の向上について

- ① 人材の育成および人材の確保と一人ひとりの職員の資質の向上および他職種との連携は、利用者満足度を高めるための基盤であるという認識の下、現在の『社会福祉法人けやきの村キャリアパス』に基づき人事制度を更にブラッシュアップするため、情報収集等に努めた。

	けやきの村		青松苑		静心園		桃の里		相談支援	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
法人主催 新任職員研修会	2	6	2	4	2	2	2	2		
// 普通救命講習会										
施設主催 勉強会等	2	74	1	16	4	44	1	7	-	-
// 研修報告会	2	23	2	27	9	118	-	-	-	-
委員会主催 研修会	5	74	5	18	5	35	4	19	5	32
県研修センター主催による研修会	10	10	1	1	5	5				
関係団体主催による研修会	1	1	2	2	4	4	1	1	6	6
介護支援専門員協会等研修会	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
たん吸引等基本研修会（特定の者）	2	6	-	-	2	68	-	-	-	-
たん吸引等基本研修会（不特定の者）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ③「社会福祉法人けやきの村自己啓発援助制度」に基づき、研修に参加しました。

	けやきの村		青松苑		静心園		桃の里		相談支援	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
自己啓発援助制度に基づく研修会	2	2	2	2	1	1	-	-	-	-

【評価と課題】

人材育成・職員の資質の向上に関しては、コロナ禍のため、職務上必須の研修とリモート研修受講となった。そのため、例年の全体の参加人数の約1割程度の参加人数に留まった。令和3年度においてもコロナ禍が沈静することは想定できないため、外部研修は必要最小限、及び、リモート研修、法人内研修が中心になると思われる。また、今年度策定された経営理念の全職員への浸透、そして実行という大きな課題があるので、理念浸透研修を通じて法人が必要とする人材の育成に努めたい。

第8 地域との交流について

新型コロナウィルス感染症蔓延防止のため、例年開催されていた利用者の社会参加、地域住民との交流、ボランティアの受入れ等ほとんどの交流ができなかった。

【評価と課題】

地域との交流については、中野地区を中心に交流活動の輪を広げている。地域に根差した法人として、地域の期待は大きく、その期待に応えるためにも様々な交流活動を通してけやきの村を理解してもらい、ともに支え合う存在として認知していただくことが重要であると考え。今後も引き続き、交流の輪を広げていきたい。特に、コロナ禍の中での交流方法等を模索、検討しながら新年度の地域交流を進めていきたい。

第9 地域における社会貢献活動について

飯坂地区の福祉拠点としての役割を果たすため、地域に開かれた施設づくりを目指して様々な活動を進めた。令和2年度においては、これまでの活動に加えて、新たに私たちから地域に出向き、社会福祉法人けやきの村を知ってもらうための情報発信や地域の皆様とともに地域の活性化に向けた取り組みや地域課題解決に向けた支援を積極的に進めるべく活動を展開した。

- ① なかのPTCA活動への協力
 例年児童数の大幅な減少によりPTA活動に支障が出ていた中野小学校・PTAの呼びかけに応じ、父母と教師と地域が学校を支える活動に法人として参加していたが、今年度はコロナ禍のため不参加となった。
- ② 障害者支援施設けやきの村が「生活困窮者就労訓練事業」実施に係る認定を福島県から受けた。
 認定日；平成28年7月20日
 認定番号；0700000027
 定員；10名
- ③ 福島市主催の福祉避難所訓練への参画と訓練実施への協力
 10月10日、福島市主催の障がい者に配慮した災害時支援事業における福祉避難所避難訓練に市内の10法人と共に共同参加した。市内全域の河川で氾濫の恐れがあり、浸水想定区域内に居住している障がい者を福祉避難所に避難させる想定で、福祉避難所の開設及び登録者の受入れ訓練を行った。
 【評価と課題】
 地域における公益的活動、いわゆる社会貢献活動は、法人の重要な柱の一つであり、法人のもつ専門性を活かした取り組みを進めてきたが、令和2年度はコロナ禍のため、福祉避難所の開設訓練のみを行った。特に、生活困窮者就労訓練事業は、福島市の認定を受けた事業であり、その必要性を増していると感じているが、情勢等との連携が十分でなく、また、関係機関にもその役割の重要性が伝えきれていないという課題がある。また、福祉避難所に関しても、毎年襲ってくる台風や集中豪雨の際の要配慮者の安全な避難先という意味で重要であると考えている。そのために、行政だけに任せるのではなく、行政に対して要配慮者の安全を確保するための様々な提案ができるよう、できる限りのことを実行するため、令和3年度の事業計画に盛り込んだ事項もあるので、スピード感をもって推進していきたい。

第10 借入金の返済について

令和2年度借入金返済額は下記のとおり

- ① けやきの村分（独立行政法人福祉医療機構）
- | | | | |
|------|-----------|----|------------------|
| 返済月日 | 令和2年8月11日 | 利子 | 563,550円（利子のみ返済） |
| | 令和3年2月10日 | 元金 | 11,050,000円 |
| | 令和3年2月10日 | 利子 | 563,550円 |

第11 各委員会の活動

- ① 感染症対策・褥瘡予防委員会
- 各施設における感染症蔓延防止対策の徹底を行った。
 - 新型コロナ蔓延防止対策を各施設で協議を重ね徹底した。
 - 次年度に向けて、未だ収束する気配のない新型コロナ対策の徹底と、通年の対応が求められることから、季節ごと、感染発生のフェーズごとの防止策について作成を進めたい。
 - 全施設で手指消毒・ガウンテクニック講習会を開催した。
- ② 事故防止委員会
- 安心・安全のための安全点検、事故防止のための情報収集、事故防止のための具体策の検討、非常災害対策・事業継続計画の検討そして防犯対策、防犯訓練等の検討を行った。
 - 12月17日に、第3回研修として「交通事故防止と冬の安全運転」をテーマに、物損事故を起こした職員、新任職員、前回未受講者等を対象に研修会を開催した。
 - 各施設の事故報告をもとに、委員会として対応できることを検討した。
 - 公用車による物損事故がなかなか減らない。一方で、通所利用者の送迎、通院の送迎、訪問業務での運転、納品のための運転、施設外就労での運転、行事等での運転と運転する機会は確実に増えている。法定速度の徹底、交通ルールの遵守、譲り合いの徹底等、職員への啓発活動を充実していきたい。
 - ヒヤリ・ハット報告の分析から対策の検討、実施へのルール作りを進めたい。

- ③ 個人情報管理委員会
 - ・令和2年度は開催しなかった。
- ④ 栄養管理委員会
 - ・給食献立作成業務については、法人本部に所属する栄養士が献立を障害者支援施設と高齢者デイサービス用の献立を作成し、各施設の管理栄養士については、栄養マネジメント業務を中心に担い、充実を図る体制を整備した。
 - ・衛生管理の法人内ルールを作成し、食中毒予防の意識、リスク管理意識の向上に繋げた。
- ⑤ 虐待防止・権利擁護委員会
 - ・今後は、意思決定支援を進めるために必要となる利用者の意思をどのようにして推し測ることができるのか、慮る（おもんばかり）ことができるのか、という観点で意思決定支援の仕組み作りに着手したい。
- ⑥ 広報委員会
 - ・機関紙年3回の発行とホームページの更新により行事や利用者の状況等を広く情報提供した。令和2年度は、発行予定日に機関紙を発行できた。機関紙発行の手順やスケジュールの管理、常に新鮮な話題が提供できるようホームページ更新の管理の責任体制を明確にしていくことが大切である。
 - ・法人創立50周年記念誌編集のワーキンググループとして、迅速、確実な業務遂行が求められるので、しっかりとしたスケジュール管理のもと責任を持って進めたい。
- ⑦ 教育研修委員会
 - ・SDS 研修受講促進に向けた情報提供を随時行った。
 - ・法人内研修会を下記のとおり開催した。
 - 腔ケア基本研修（9月16日開催）
 - 福祉レクリエーション研修（10月9日開催）
 - ・今後も、新型コロナ対策により「3つの密（密閉、密集、密接）」の対策を講じながらの研修会の開催になることを見据え、開催時期、方法等を協議し進めていきたい。
- ⑧ 新任職員育成委員会
 - ・「離職率0%を目指し長期で働ける人材を育成する」ため、新任職員に対するアンケートによる新人の基本情報の収集、面接に基づく目標設定と改善、再アンケートと面談による評価をもとに成長の確認というステップで進めてきた。
 - ・今後は、今年度の振り返りを行い育成する側の成果と課題を明確にしながら、新人育成をシステムとして進めることができるよう、協議を進め実行していきたい。
 - ・就労系事業所における育成システムについても委員会で協議したいので、必要の都度ゲストメンバーとして就労支援課の職員にも加わってもらいながら進めたい。
- ⑨ 福祉サービス改善委員会
 - ・令和2年度は、利用者からの意見や要望、苦情の対応に対する対応マニュアル作りを中心に活動した。今後も、利用者の生活の質の向上に繋げるためのマニュアルの見直しを進めたい。
- ⑨ 地域支援推進委員会
 - ・令和2年度は開催しなかった。
- ⑩ 中長期計画策定委員会
 - ・福祉ビジョン2018再改訂版の4～12月における評価を踏まえ、3月の理事会・評議員会に上程する福祉ビジョン2021（案）についての協議を行った。
 - ・次年度は、法人創立50周年に合わせて策定を進めている「経営理念」との整合性をもったビジョン策定をしていかなければならない。
 - ・青松苑、静心園については、建設からそれぞれ41年、39年が経過するなか、3年計画の福祉ビジョンとは別に5年、10年を計画期間とする長期施設整備計画についても着手しなければならない。このことも含めて、委員会で協議していきたい。
- ⑪ 苦情解決委員会
 - ・法人内各施設における苦情、意見に対する対応についての検討を行った。利用者にとって、

第三者委員が身近な、いつでも話ができる聴いてもらえる立場で活動ができるよう、第三者委員相談会を初めて開催した。

- 意見箱への投書に対する対応は、各施設に一任されている状況にあるが、法人全体として、意見の内容、それに対する対応を検証、協議する場として委員会を活かすことを協議していきたい。

⑫ 経営理念策定委員会

- 新たな経営理念策定のため、令和元年12月に発足した。「あなたとともに そして あなたのために」という新しい経営理念を7月に策定した。4つの価値観に基づいた理念であり、働く職員がその理念を実現するために進んでいく法人組織を目指したものである。

第12 理事会・評議員会・監事会等の開催について

別紙1のとおり

第13 一般事業実施報告について

別紙2のとおり

第14 福祉ビジョン2018再改訂版の評価（4月～12月）について

別紙3のとおり

